

令和5年度 日本学生支援機構奨学金

給付奨学生採用候補者に係る自宅外月額支給の早期化について

令和5年度に本学に入学する方で、高校等での予約採用で既に給付奨学生採用候補者になっており、自宅外通学の給付月額を支給を希望する方は、自宅外通学であることの証明書類と併せて、“[給付様式 35] 通学形態変更届（自宅外通学）”を郵送で本学まで提出してください。入学後、進学届で「自宅外通学」を選択、日本学生支援機構での書類審査が不備なく終了した場合、当初から自宅外月額を受け取ることができます。

【対象者】

令和5年度大学等予約採用における給付奨学生採用候補者のうち、提出期限内に下記提出書類を調べられる方

【提出書類】

- ① [給付様式 35] 通学形態変更届（自宅外通学）
- ② 自宅外通学の証明書類（賃貸借契約書等、[給付様式 35] の自宅外通学要件確認チャートで、ご確認ください。）

※入寮予定の方は在寮証明が3月時点では発行できないため、申請できません。4月以降、改めて申請をしてください。

【提出期限】

3月1日（水）～3月15日（水）必着

※不備がある場合、上記期限内に正しい書類を提出されない場合、進学後の手続きとなりますので、あらかじめご了承ください。

【提出先・問い合わせ先】

〒192-0397

東京都八王子市南大沢 1-1

東京都立大学 学生課 日本学生支援機構担当行

Tel: 042-677-1227 ※封筒表面に『**自宅外通学申請書類在中**』と朱書きしてください。

※配達追跡のできるレターパックライト等で送付されるようお願いいたします。

【注意事項】

・上記期限に必要な書類が提出できない場合、大学入学後に必要書類を提出することも可能です。その場合、当初振込み月額は自宅月額の支給となりますが、審査終了後、4月に遡及して差額分が支給されます。詳しくは3月下旬～4月上旬に、学生課 HP に掲出されます「令和5年度奨学生採用候補者の皆さんへ」をご参照ください。

・複数の大学で手続きをした場合、進学先確認のために交付が遅れることがあります。進学先未定の方は、入学後の手続きとしてください。